

役員在任年齢に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人コンピュータソフトウェア協会(以下「本協会」という。)の役員年齢に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の内在年齢)

第2条 役員の内在年齢は、原則として満65歳までとする。ただし、任期中に満65歳を超えた場合は当該期中は継続できるものとする。

(在任年齢算出基準日)

第3条 この規程における在任年齢の算出基準日は、満65歳到達年の年度末日とする。

(特別措置)

第4条 当該役員の内知識及び経験が、本協会の業務運営上特に必要である場合であって、かつ当該役員を例外的に扱うべき理由が、公益法人の適正な業務運営に関する、国民の信頼を確保する観点から見ても適切と判断される場合については、理事会及び総会の了承を得て、最大2期4年まで延長することができる。

附則

(適用期日)

第1条 この規程は平成19年6月13日から適用する。

(現任役員に係る経過措置)

第2条 この規程の適用期日において現に任命されている役員については、当該任期中に限りこの規程は適用しない。